

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ リース資産を補修した場合

**Q** : 当社は、製造用の機械をリースにより導入しています(法定耐用年数10年、リース期間7年)。この度、この機械につき資本的支出に該当する補修を行いました。何年で減価償却すればよいのでしょうか?リース会社との契約では、補修費は全て当社で負担することになっており、再リースを選択することも可能です。

**A** : リース資産である製造用機械の法定耐用年数10年で減価償却します。

### 【解説】

法人が使用するリース資産について資本的支出をした場合には、その資本的支出の金額は、そのリース資産の法定耐用年数により減価償却することとされています。

ただし、そのリース資産について、①リース期間の定めがあり(リース期間の更新ができないものに限る)、かつ、②補修費等の有益費の請求または買取請求ができない場合に限り、そのリース期間を耐用年数として償却することができることとされています。これは、リース期間の満了と共に、法人にとってその資本的支出の効果が無くなると考えられるからです。

ご質問の場合ですと、再リースを選択できるということですから、支出した資本的支出の金額はいったん貴社の減価償却資産として資産計上し、原則どおり、リース資産である製造用機械の法定耐用年数10年で減価償却することとなります。

